

# 「東部地域 青年のつどい」 —10/6 若者悩みを語る—

10月6日東部スポーツセンターで開かれた「東部地域 青年のつどい」には、数人の若者を含む約30人が参加し、アドバイザーの角谷さん・宮城さんのお話に耳を傾けました。「これからも、こんな集いをやっていこう」という参加者の声も……

もう黙ってはいられない まともな  
仕事と人間らしい生活を「語ろう、学  
ぼう、働きがいのある職場めざして」



**角谷信一さん**(千葉県立高校教師。『絶対クする! 学生バイト術』の著者)

労働条件に関するレジュメを渡し、DVD「大人のトビラ」を映写しながら、国の定めている労働条件=時給(最低賃金)、残業時間、有給休暇、残業手当の基準など=について、クイズを出しながら、理解してもらう形で説明。これらのことを多くの青年に「知ってもらいたい」と話しました。



**宮城みのりさん**(千葉青年ユニオン委員長)

「千葉青年ユニオンは、誰でも入れる労働組合」とまず紹介。「勤務していた居酒屋の料理長が厳しい人で、仕事も厳しく、しかし月給は12万円とのことで、相談に来た彼が組合に入り、団体交渉をして有給休暇がとれるようになった」とある青年の労働の実態を報告。「ありがたいことに、若者の働き方を心配する大人も近年増えている」と話しました。



前県議会議員  
みわ由美



松戸市議会議員  
うつの史行

## これからも話し合おう、 職場・仕事の悩みなど

参加者の若い女性が、「介護のパートをしている友達が、サービス残業を毎日30分以上やらされている」と述べ、また若い男性が「友達はアルバイト先で研修期間は給料なしとされた。これは『おかしい』と怒っていた」と述べました。



みわ前県議は、「ブラック根絶を訴えた共産党が躍進した選挙後、若い女性が、夫の帰りが午前2時の職場を匿名で労基署に訴えたら、『改善された』と喜んでいた『駅で12時間働いてもタイムカードは6時間』と訴えられた」と発言。  
うつの市議は、「就職活動で面接した会社から採用のときは通知するけれど、非採用のときは通知しないとされた若者がいる」と報告。  
アルバイト・就職活動・職場の労働環境などの今の状況を「何とかしなければ……」という空気が会場にみなぎりました。



2013年10・11月号外 日本共産党の活動と見解を紹介します。

日本共産党松戸・鎌ヶ谷地区委員会 松戸市千駄堀1810-2  
高塚・秋山・紙敷後援会 連絡先 391-5281(勝田)

○裏面もご覧くだらう○

# 長時間労働・残業代の不払いなど、企業の働かせ方で お悩みの方は、どうぞご相談を！

- 日本労働弁護団 ホームページ <http://roudou-bengodan.org/>  
千葉(千葉労働弁護団)相談窓口 TEL: 043-221-4884(水曜、金曜 13:00~16:00)
- ブラック企業被害対策弁護団 ホームページ <http://black-taisaku-bengodan.jp/>  
相談窓口 TEL: 03-3379-6770(月曜~土曜 10:00~17:00)
- 松戸市の方は、日本共産党松・鎌地区委員会 (TEL: 043-221-4884) へ

(2013/10/9付「しんぶん赤旗」から記事だけ転載)

## 「ブラック企業」被害 全国28カ所で電話相談

終電まで働き休日とれない。体力限界

長時間労働や残業代の不払い、パワハラなどを労働者に強いる、いわゆる“ブラック企業”の被害相談を受ける「ブラック企業被害全国一斉ホットライン」が8日、北海道から宮崎県まで全国28カ所で開かれました。

ホットラインは、労働者や労働組合の権利擁護に取り組んできた日本労働弁護団(鶴飼良昭会長)と、今年7月に発足し若手弁護士を中心とするブラック企業被害対策弁護団(佐々木亮代表)が共催しました。

本部が置かれた東京都千代田区の日本労働弁護団の事務所では約20人の弁護士が入れ替わりで、午後1時から午後8時まで電話7回線でも相談に応じました。午後6時の時点で75件の相談が寄せられ

ました。

このうち金融機関で働く20代女性は、事業所が人員不足の解消を怠って長時間労働が常態化していると相談。「終電まで働き、休めない。9月の連休中も出勤が続いた。体力的に限界」と訴えました。

「トイレが頻繁だ」「金食い虫」と罵倒

ほかに、▽「金食い虫」「トイレが頻繁すぎる」などと罵倒されるパワハラ(30代男性)▽自宅待機を命じられたまま無給が続く、賃金不払い(アパレル関連の30代女性)▽社長から性的行為を強要されるセクハラ、強制わいせつ(中小企業で働く女性)一などの深刻な事例がありました。

本部で相談にあたったブラック企業被害対策弁護団の佐々木代表は、「ブラック企業という言葉が社会的に広がり、ずいぶん相談が寄せられるようになった。悲痛な声をできるだけ受け止めて事件化し、解決につなげていきたい」と話していました。

年次有給休暇日数							
①一般(週所定労働日数が6日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者)							
継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169~216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121~168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73~120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48~72日	1	2	2	2	3	3	3

### ○最低賃金時間額(平成25年度)

最低賃金は都道府県別に決められます。  
千葉 777円 東京 869円

### ○有休休暇を使いきれなかった場合

残った有給休暇は、次の年度に繰り越せます。

### ○残業をした場合は、割増賃金を受け取れます

残業(時間外労働)をした場合割増賃金(時間外手当)を受け取れます。残業の種類(時間外労働・深夜労働=通常午後10時から午前5時まで・休日労働)によって割増率が違います。

1. 時間外労働	25%以上	8時間/1日以上の労働時間
2. 深夜労働	25%以上	通常、午後10時~午前5時までの労働
3. 休日労働	35%以上	
4. 休日+時間外労働	35%以上	
5. 時間外+深夜労働	50%以上	時間外(25%) + 深夜(25%)
6. 休日+深夜労働	60%以上	休日(35%) + 深夜(25%)

### ○割増賃金の計算

原則的には、毎日の時間外労働は1分単位で正確に計上するのが正しい労働時間管理といえます。労働時間の端数計算を、四捨五入ではなく常に切り捨てで計算することは、切り捨てられた時間分の賃金が未払となるため認められていません。